

「共謀罪」法案閣議決定

政府 今国会で成立目指す

政府は21日、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆院に提出した。与党は4月中旬に審議入りし、今国会での成立をめざす。だが、思想の自由といった基本的人権を制約しかねない問題をほらむ内容だけに、野党は反対姿勢を強めており、6月18日の会期末をにらんで最大の対決法案となるのは確実だ。

「共謀罪」を創設する法案は、小泉政権で3回にわたって廃案となったが、今回は、新たに対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と規定。①2人以上で犯罪の実行を計画し、②そのうちの誰かが「資金や物品の手配」「関係場所の下見」といった「準備行為」をした場合に適用するよう衣替えした。

菅義偉官房長官は閣議決定直後の記者会見で、「法案に対する不安や懸念を払拭する内容で、かつての共謀罪とは明らかに別物だ。一日も早い法案の成立をめざす」と強調。政府は国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の締結や、2020年の東京五輪に向けた

政府が国会に提出した組織的犯罪処罰法改正案には、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨が盛り込まれており、朝日新聞はこれまでと同様、原則として「共謀罪」の表現を使います。「テロ等準備罪」という政府の呼称は、必要に応じて使用していきます。

- 2面＝本質変わらず
- 7面＝対象の法律と罪名一覧
- 14面＝社説
- 15面＝インタビュー
- 39面＝監視強めるのか

「包括的で不明確な共謀罪の創設に強く反対する」との「見解」をまとめ、共産党と社民党は明確に反対の立場だ。維新は法案の必要性を認めつつ対象提出を検討中だ。

解説 市民へ影響拭えぬ懸念

日本の刑事法の原則は、犯罪の具体的な行動を伴う既遂や未遂を処罰することだ。その前の段階を処罰する予備罪などは、一部の重い罪に限って設けてきた。

今回の法案は、憲法が保障する内心や思想の自由を踏み込むおそれがあり、原則を大きく転換するものだ。人権に制約を与えかねない内容なのに、これまでの政府の説明では懸念を払拭できていない。

政府は「テロ対策」を前面に出し、過去に3度廃案となった「共謀罪」と呼ぶのは「全くの誤りで、一般の市民は対象にならない」と強調する。テロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」に適用を限ると説明。「話し合っただけ」では処罰されず、「準備行為」が必要だとしている。

だが、「犯罪を計画した段階で罪に問う」という点では、かつての「共謀罪」と大差はない。政府は「正当な活動をする団体でも、性質が組織的犯罪集団に一致すれば対象になり得る」と説明する一方、その判断基準はあいまいで、捜査当局の裁量に委ねられる部分が大きい。

（金子元希）